

那 霸 市 公 報

第 1 4 8 6 号
 毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行
 発 行 所
 那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
 那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

告 示

平成 20 年 (2008 年) 8 月那霸市議会臨時会の招集について (総務課) 618

平成 20 年 (2008 年) 8 月那霸市議会臨時会に付議する事件の追加告示について (総務課) 619

上下水道局規程

那霸市上下水道局契約事務規程の一部を改正する規程 620

上下水道局告示

那霸市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について 622

那霸市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について 622

那霸市排水設備指定工事店の新規指定について 623

那霸市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について 623

選挙管理委員会告示

那霸市議会議員補欠選挙を行うべき事由が生じた旨の告示 624

選挙人名簿の縦覧場所について 624

在外選挙人名簿の縦覧場所について 625

正 誤

那霸市公報第 1162 号の正誤 625

那霸市公報第 1162 号の正誤..... 626
那霸市公報第 1162 号の正誤..... 626

告 示

那霸市告示第 70 号
平成 20 年 8 月 1 日
掲 示 済

平成 20 年 (2008 年) 8 月那霸市議会臨時会の招集について

平成 20 年 (2008 年) 8 月那霸市議会臨時会を次のように招集する。

那霸市長 翁 長 雄 志

- 1 招 集 の 日 平成 20 年 8 月 11 日 (月)
- 2 招 集 の 場 所 那霸市議会議場
- 3 付 議 事 件 名
 - (1) 平成 20 年度那霸市一般会計補正予算 (第 2 号)
 - (2) 平成 20 年度那霸市老人保健特別会計補正予算 (第 2 号)
 - (3) 専決処分の報告について (車両物損事故)
 - (4) 専決処分の報告について (平成 20 年度市営住宅明渡等請求訴訟提起)

那 霸 市 告 示 第 7 2 号
平 成 2 0 年 8 月 8 日
掲 示 済

平成 2 0 年 (2 0 0 8 年) 8 月 那 霸 市 議 会 臨 時 会 に 付 議 す る 事 件 の 追 加 告 示
に つ い て

平成 2 0 年 (2 0 0 8 年) 8 月 那 霸 市 議 会 臨 時 会 の 付 議 事 件 に 次 の 事 件 を 追 加 す
る。

那 霸 市 長 翁 長 雄 志

付 議 事 件 名

- 1 委員会への付託陳情
 - (1) 県産品の優先使用について
 - (2) 離島航路維持存続および従業員の労働債権確保について
 - (3) 「協同出資・協同経営で働く協同組合法(仮称)の速やかな制定を求める意見書」採択を求めることについて
 - (4) 保育事業に関することについて

上下水道局規程

那 霸 市 上 下 水 道 局 規 程 第 1 4 号
平 成 2 0 年 8 月 1 日
公 布 済

那 霸 市 上 下 水 道 局 契 約 事 務 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 を こ こ に 公 布 す る。

那 霸 市 上 下 水 道 事 業 管 理 者
上 下 水 道 局 長 松 本 親

那覇市上下水道局契約事務規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局契約事務規程(平成17年水道局規程第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、法令、条例若しくは他の規程又は那覇市上下水道局工事請負契約約款に定めるもののほか、那覇市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が締結する契約について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(最低制限価格)</p> <p>第11条 管理者は、施行令第167条の10第2項に規定する最低制限価格を設ける場合には、第6条の規定により決定した予定価格の3分の2から10分の8.5までの範囲内において、これを定めなければならない。</p> <p>2 前項の規定により最低制限価格を設けたときは、<u>第6条に規定する予定価格を記載した書面に併記しなければならない。</u></p> <p>(随意契約によることができる限度額)</p> <p>第22条 [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、法令、条例若しくは他の規程又は那覇市上下水道局工事請負契約約款、<u>那覇市上下水道局業務委託契約約款(土木設計等)若しくは那覇市上下水道局業務委託契約約款(調査等)</u>に定めるもののほか、那覇市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が締結する契約について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(最低制限価格)</p> <p>第11条 管理者は、施行令第167条の10第2項に規定する最低制限価格を設ける場合には、第6条の規定により決定した予定価格の3分の2から10分の8.5までの範囲内において、これを定めなければならない。<u>ただし、測量業務、建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務にあつては、10分の6から10分の8までの範囲内とする。</u></p> <p>2 前項の規定により最低制限価格を設けたときは、<u>最低制限価格を記載した最低制限価格調書を封書にし、開札の際にこれを開札場所に置かなければならない。</u></p> <p>(随意契約によることができる限度額等)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2 <u>地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号の規定により定める手続は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法又は選定基準、申請方法等を公表すること。</u></p> <p>(2) <u>契約を締結した後において、契約</u></p>

<p>(遅延違約金)</p> <p>第38条 [略]</p> <p>2 前項の遅延違約金の額は、遅延日数に応じ、未納部分若しくは未済部分の価格又は対価に<u>年3.4パーセント</u>の割合を乗じて計算した額とする。</p> <p>3~4 [略]</p> <p>(局の責による遅延利息)</p> <p>第39条 本局が約定の支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、遅延日数に応じ、未支払金に<u>年3.4パーセント</u>の割合を乗じて計算した額とする。</p>	<p><u>の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表すること。</u></p> <p>(遅延違約金)</p> <p>第38条 [略]</p> <p>2 前項の遅延違約金の額は、遅延日数に応じ、未納部分若しくは未済部分の価格又は対価に<u>年3.7パーセント</u>の割合を乗じて計算した額とする。</p> <p>3~4 [略]</p> <p>(局の責による遅延利息)</p> <p>第39条 本局が約定の支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、遅延日数に応じ、未支払金に<u>年3.7パーセント</u>の割合を乗じて計算した額とする。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の那覇市上下水道局契約事務規程の規定は、この規程の施行の日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 17 号

平成 20 年 7 月 31 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条 1 項の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
370	(株) 大謝名商事	宜野湾市真栄原 2 丁目 9 - 9	與那覇 政彦	平成 20 年 7 月 11 日
371	レキオス・ウォーター(株)	那覇市曙 3 丁目 15 番 9 号	稲福 真悟	平成 20 年 7 月 25 日

那覇市上下水道局告示第 18 号

平成 20 年 7 月 31 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条 2 項の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者廃止名簿

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者
2 5 2	アート総合設備	那覇市 真地 1 8 3	下地 實利

那覇市上下水道局告示第 1 9 号
平成 2 0 年 8 月 4 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第 1 1 条の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松 本 親

新 規 指 定

指定(登録)番号 第 4 1 7 号
指定工事店名 伊波設備
営業所所在地 沖縄市高原4丁目2番20号
代表者名 伊波 伸二
有効期間 自 平成20年8月4日
至 平成25年3月31日

那覇市上下水道局告示第 2 0 号
平成 2 0 年 8 月 4 日
掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
3 9 6	伊波設備	沖縄市高原4丁目 2 - 2 0	伊波 伸二	平成20年 6月20日

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第24号
平成20年8月4日
掲 示 済

那覇市議会議員において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第113条第3項第3号の規定により補欠選挙を行うべき事由が生じたので、同法第143条第19項第6号及び同法第199条の5第4項第6号の規定により告示する。

那覇市選挙管理委員会
委員長 瀬 良 垣 武 安

那覇市選挙管理委員会告示第25号
平成20年8月15日

選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第2項の規定により、平成20年9月3日から同年9月7日まで縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 瀬 良 垣 武 安

縦覧場所 那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階
那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第26号
平成20年8月15日

在外選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の7第2項の規定により、平成20年9月3日から同年9月7日までに縦覧に供する在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧の場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 瀬 良 垣 武 安

縦覧場所 那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階
那覇市選挙管理委員会事務局

正 誤

那覇市公報第1162号の正誤

1995(平成7)年10月23日付け那覇市公報第1162号の那覇市告示第57号について、次のとおり訂正する。

ペ - ジ	訂 正 個 所	訂 正 内 容	
		訂 正 前	訂 正 後
16	下から8行目	字松川	首里山川町2丁目

那覇市公報第 1162 号の正誤

1995(平成7)年10月23日付け那覇市公報第1162号の那覇市告示第59号について、次のとおり訂正する。

ペ - ジ	訂 正 個 所	訂 正 内 容	
		訂 正 前	訂 正 後
23	下から10行目	字松川57番の2	首里山川町2丁目57番2
23	下から10行目	161.0	173.4

那覇市公報第 1162 号の正誤

1995(平成7)年10月23日付け那覇市公報第1162号の那覇市告示第60号について、次のとおり訂正する。

ペ - ジ	訂 正 個 所	訂 正 内 容	
		訂 正 前	訂 正 後
27	下から10行目	字松川57番の2	首里山川町2丁目57番2